

第2号議案

令和3年度生活衛生関係営業振興指導等事業に係る事業計画及び同収支予算について

事業計画

1 生衛業相談指導事業

生活衛生関係営業（理容、美容業、興行、クリーニング、公衆浴場業、旅館・ホテル業、簡易宿泊業、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、うどん・そば店、一般飲食店、すし店、中華料理店、喫茶店、社交業、料理業、以下「生衛業」という。）は、我々の生活に密接に関係した営業である。

生活衛生関係営業の事業者は、一般に零細で、資金的・人的余力のない者が多く、過去においては過当競争による低料金、低賃金、長時間労働等が目立ち、正常な経営の阻害や衛生措置の低下が憂慮されていたことから、その振興及び活性化を通じて経営の安定化・健全化と衛生水準の維持向上が望まれていた。

このため、経営の健全化、衛生施設の改善向上、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図っていくことを目的とする、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下、「生衛法」という。）に沿って、以下の事業を実施する。

(1) 相談室運営事業

相談室については、環境衛生営業相談室整備要綱（厚生省環境衛生局長通知（昭和52年4月18日、環指第37号））で設置することとされている。

営業者からの各種営業相談及び消費者からの苦情相談に適切に対処するため、当指導センターにおいて常時相談室を開設し、経営指導員（厚生労働省環境衛生局長通知（昭和49年4月11日、環衛第68号））2名及び事務職員1名で、生活衛生関係営業に係る事業者からの融資や経営の相談、また新規開業者からの融資等の相談及び消費者などからの苦情相談を受け付けて処理する

(2) 地区相談事業

保健所や組合等が開催する講習会・相談会で指導センターの業務説明や融資等の案内をするとともに、地区相談室を開設し、経営、融資、経理、税務、労務、衛生など全般にわたる相談、指導を行う。

(3) 巡回経営指導事業

生活衛生関係営業を取り巻く業況不振の中、経営指導員による経営、資金融資、設備改善等の相談、指導業務が重要になっている。

このため、経営指導員が営業施設に出向き、巡回方式で、生衛業事業者に対する個別の経営指導と経営相談に当たる。

(4) 生衛業経営改善融資指導事業

生衛業の新規開業・転業や小規模事業者への融資については、経営特別相談員（厚生省環

境衛生局長通知（昭和49年6月3日、環指第16号）（知事委嘱、任期3年）が生衛業経営改善資金（日本政策金融公庫）の活用指導に当たっている。

また、経営指導員も現地調査や書類審査等で特別相談員を支援することにより、小規模生衛業事業者への融資等の相談指導を行う。

＊ 「生活衛生関係営業経営改善特別貸付」（以下「衛経」という。）については、日本政策金融公庫による、小規模な生衛業事業者を対象（従業員5人以下）とした無担保・無保証人で貸付を行う制度で、その目的は、零細な生衛業事業者の自助努力を助け、経営の健全化や衛生設備の改善を図り、その効果を地域の公衆衛生の向上につなげていくこととされている。

(5) 生衛業特別指導事業

生衛業界は、大企業・異業種の参入、消費者のニーズの多様化等により経営環境が厳しくなる一方で、地域で経営特別相談員が生衛業事業者や組合員の経営の身近な相談相手となっている。

さらに経営指導員も経営特別相談員と連携し、営業の許可申請・届出に関する相談・指導や、標準営業約款登録、消費者苦情など、生衛業の経営全般にわたる相談・指導に当たるほか、生衛業の新規開業に際し、生衛法による支援施策や同業組合加入メリット等の情報提供活動を行う。

(6) 生衛業創業支援事業

生衛業の新規創業については、女性や若年層が多いことが特徴で経営履歴が短いことから物件探しや資金調達などに苦労しており、相談先も同業の知人や友人、親、親類などが多い。

こうした現状を解決するため、H27.6に日本政策金融公庫や大分銀行、宅地建物取引業協会等と業務提携して新規開業者の創業を支援する体制を整備した。

具体的には当センターで資金計画・借入計画、保健所の許認可申請の相談、店舗物件に関する相談、ホームページ作成、クレジットカード・電子マネーの取扱などについて、常時創業相談を受け付けている

2 生衛業情報化整備事業

生衛業の経営の健全化に役立つ情報及び消費者（利用者）に対する安全・安心で清潔なサービスにつながる情報について、（公財）全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）と各県生活衛生営業指導センターで生活衛生業情報ネットワークシステムを構成している。

システムには、基本機能（メール、フォーラム、ライブラリー、スケジュール）のほか、アンケート集計機能、経営相談機能、名簿管理システム（標準営業約款、クリーニング師業務など）が搭載されている。データの一部は、全国指導センターホームページで、生衛業データベース（経営情報・経営アドバイス、各種統計資料）のほか、安心・安全な店舗の認証制度である標準営業約款登録店（Sマーク登録店）などの情報として、一般にも開示されている。

生活衛生業情報ネットワークシステムは、データ管理や、業務操作（標準営業約款・クリーニング師等）、経営相談等に使用しており、効率的な経営に関する相談・指導業務の不可欠なインフラ設備である。

このシステムは、常時最新の状態を保っておく必要があり、生衛業事業者の経営健全化に役立つ

つ情報や、消費者（利用者）への安全安心に関する情報を収集するとともに、データ更新にあたる。

3 後継者育成支援事業

生衛業については、経営者の高齢化が進み事業を後継する者も少なくなっており、その結果、廃業が増え、過疎地においては、生衛業の利用が難しくなる状況も生じている。

本事業は、若年者の生衛業に対する就業能力の修得、勤労観、職業観の向上を通じて生衛業に就こうとする者の裾野を広げることにより、生衛業界の活性化を図ることを目的として実施する

若年者の生衛業への就業を促進するため、当指導センター、生活衛生同業組合、教育関係機関等で構成する後継者育成支援協議会を組織し、業界の特性を踏まえた受入体制のあり方や事業効果を検討する一方で、高校生等を対象に職業体験教室（出前型、職場訪問型）等を開催する。

【出前型職業体験教室】

クリーニング業、理容業、美容業、鮭商について、高校等に組合から技術者を派遣し、実演と実技を伴う職業体験教室を5箇所で開催する。

【職場訪問型職業体験】

理容業、美容業、旅館ホテル、クリーニング業について、中学校等で実施しているキャリア教育と連携する形で各地の事業所に希望者を受け入れ、職業体験事業を実施する。

4 生衛業振興助成事業

(1) 事業目的

生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき県の指定法人として設置されており、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて密着した営業である生活衛生関係営業の経営の健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、生衛法に規定された事業を行う法人として位置づけられている。

この事業は、生衛法の「生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供を行う事業（法第57条の4第1項第5号）」の一端を担う事業であり、指導センターの実施する事業や経営の安定化・健全化に関する有用情報等を、広く事業者や県民に伝えるホームページを運営するほか、事業者や県民に生衛業の振興に資するよう周知を行うためのパンフレット等広報媒体を製作するものである。

(2) 事業内容

当指導センターのホームページについては、24年度に公益財団法人への移行に備えて全面的にリニューアルしたが、維持管理を適切確実にいき、生衛事業者、一般県民に対し、生衛業情報化整備事業等で得た経営の安定化・健全化に関する有用情報等を適時に発信していく。

広報媒体については、組合加入のメリットを掲載したパンフレットを作成して各保健所と日本政策金融公庫窓口で新規開業者に配布する。

5 経営指導のための調査事業

(1) 生衛業景気動向等調査事業

ア 事業目的

生衛業の経営の健全化に資するため、全国指導センターが日本政策金融公庫から生衛業の景況・経営実態に係る調査業務を受託し、当指導センターが再委託を受け、県内の生衛業について業種ごとの経営実態調査を行っている。

この調査結果は、日本政策金融公庫では、資金需要予測・金利設定等に活かされることで、生衛業の衛生設備等に対する融資が円滑に行われることとなる。

当指導センターにとっては、集められたデータが生衛業の事業種ごとに体系的に整理されていることから、タイムリーでよりの確な経営相談・経営指導が可能となる。

イ 調査方法

生衛業は小規模零細な個人企業が殆どで、こうした生衛業の景況・経営実態を把握するため、全国一斉に四半期（4～6月、7～9月、10月～12月、1～3月）ごとに、景気の動向、設備投資の動向、経営の問題点などを調査しており、調査対象は毎回70件で、全ての生衛業事業者の中から抽出し、面接及び郵送方式で行う。

(2) 経営状況調査事業

ア 事業目的

経営状況の判断指標となるデータを定期的に把握し、情報公開していくことにより、全国指導センターの生衛業界に対するシンクタンク機能を高めるとともに、県指導センターの経営指導機能の強化を図ることを目的とした事業である。

イ 調査方法

景気動向調査と同様の客体について、四半期（4～6月、7～9月、10月～12月、1～3月）ごとに毎回70件、基本調査項目（立地環境、経営形態、従事者数、地代・家賃、客席数等）のほか、月次の売上額、原材料費、粗利益、平均客単価、回転率・稼働率、人件費などの経営状況を判断できるデータを、留置き方式及び面談方式で調査する。

6 標準営業約款事業

(1) 事業趣旨

標準営業約款事業は、安心・安全・清潔な生衛業の店舗の普及により、消費者又は利用者の利益擁護等を図るため、厚生労働大臣が指定する業種（理容業、美容業、クリーニング業、一般飲食業及びめん類飲食業の5業種）につき営業方法又は取引条件に関する事項を定めた標準営業約款（（公財）全国生活衛生営業指導センターが生衛法第57条の12の規定による厚生労働大臣の認可を得た約款）について、品質表示や損害賠償などの点で消費者又は利用者の利益につながる制度として普及啓発を図るとともに、約款の内容を遵守する旨を申し出る事業者を募集し登録する事業である。

標準営業約款には、①役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項、②施設又は店舗の表示の適正化に関する事項、③損害賠償の実施の確保に関する事項が定められており、生衛業事業者がこの標準営業約款が広がることは、消費者（利用者）にとっても、衛生管理が行き届き万一の場合の補償もある店舗を選択利用できる等のメリットがある。

(2) 事業内容

県内の関係事業者に対し、登録の募集、調査審査、登録の事務とともに、標準営業約款（Sマーク）の周知を行う。

なお、登録の有効期間は新規登録3年、更新登録5年と定められており、消費者（利用者）への情報提供が重要であることから、全国指導センターホームページにSマーク専用HPが置かれ、業種ごとに標準営業約款（Sマーク）の内容が紹介されており登録店の検索ができるようになっている。登録店には店頭で「Sマーク」が掲げられている。

(3) 事業スケジュール

ア 標準営業約款打合会議

5月に開催する。当指導センターと関係生衛組合（クリーニング、理容、美容業、飲食店営業）で、実績報告と今年度の取組み方針を確認する。

イ 標準営業約款普及登録促進月間の取組み

11月が強化月間と位置づけられており、消費者への周知、新規登録の一斉キャンペーン活動として、ホームページに掲載するほか、市報掲載、公共機関でのポスター掲示等の協力要請する。

ウ 事業スケジュール

- 5月 標準営業約款打合会議
- 7月 8月再登録・新規登録受付
- 8月 標識配付
- 9月 標準営業約款普及登録促進月間に向けての協力依頼
- 11月 標準営業約款普及登録促進月間 全国一斉キャンペーン
- 1月 2月再登録・新規登録受付
- 2月 標識配付

- エ 有効期間及び登録手数料 新規登録：3年 更新登録：5年
新規登録：一般飲食 10,100円
理容、美容、クリーニング 9,900円
更新登録：3,660円

7 クリーニング師研修等事業（受託事業）

(1) 事業趣旨

クリーニング師及びクリーニング店に勤務する従業員は、消費者保護の観点から「クリーニング業法」の規定により、3年に1度クリーニング師の資質の向上を図るための研修、業務に関する知識の修得及び技術の向上を図るための講習を受けることが義務付けられている。

この事業は、研修及び講習の実施機関として各県知事から指定を受けた全国指導センターの委託を受けて実施しているものである。

(2) 事業内容

この事業は、近年の繊維素材の多様化、クリーニング技術の高度化等に対応して、より高度な知識・技術が要求され、また、利用者（消費者）からの苦情が減少するように定期的に研修や講習を受けさせることが必要であるとされ、法改正により平成元年から実施している。

大分県における研修等について、企画立案、講師選定、受講者募集、会場準備から研修実施までの事業を行う。

令和3年度は第11クールの3年度になるため、行政、組合等関係機関と連携して受講率の

向上を図る。

(3) 実施スケジュール

クリーニング師研修

実施予定時期：11月

実施予定場所：別府会場、大分会場

内 容：1型クリーニング師研修 1日

2型クリーニング師研修（通信研修）

クリーニング業務従事者講習（通信制）

実施期間：10～12月

8 衛生水準の確保向上事業

生衛業における衛生の確保を効果的に進めていくため、行政による衛生監視・指導等を補完する見地から、生衛組合による衛生水準の確保・向上に関する専門的知識・技術の向上のための講習・研修会の開催等の活動を行うとともに、組合活動の活性化が求められている。

近年の課題は新規開業者の組合加入対策である。

こうした現状に鑑み26年度より11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取り組みを重点的に展開している。

（具体的な取組例）

- 1) 衛生水準の確保・向上事業推進会議
- 2) 広報事業
- 3) 各生衛業の新規営業許可店舗等情報の入手
- 4) 知事・県議に対する組合の現状報告と要請活動
- 5) 生衛組合活性化塾

9 法人会計

(1) 理事会の開催

定例第1回理事会

令和2年度の事業報告と決算報告を承認する。5月に開催する。

定例第2回理事会

令和4年度の事業計画及び令和3年度の補正予算を承認する。3月に開催する。

(2) 評議員会の開催

定例評議員会

現任評議員の任期終了に伴う選任決議と令和2年度の事業報告及び決算報告を承認する。

6月に開催する。

(3) 監査

令和2年度の事業報告及び決算報告について監事による監査を受ける。5月に行う。